

## 「横須賀市空き家の手引き」発行に関する 協働発行事業者選定プロポーザル実施要領

令和8年1月13日

### 1 目的

空き家の適正管理に関する相談窓口や各種制度等の情報を紹介する冊子を発行するにあたり、協働発行事業者を選定するためのプロポーザルを次のとおり実施する。

### 2 業務概要

(1) 名称	「横須賀市空き家の手引き」発行業務
(2) 業務内容	別紙「横須賀市空き家の手引き」発行業務仕様書のとおり
(3) 協定期間	協定締結日から令和10年9月30日まで

### 3 参加資格

- (1) 横須賀市契約規則第5条第2項に基づく競争入札参加資格名簿に登録を有すること。
- (2) 横須賀市の指名停止等措置規則に基づく指名停止を受けていないこと。

**※有効期限切れの場合は、参加不可となりますのでご注意ください。**

### 4 スケジュール

(1) 公募開始	令和8年1月13日(火)
(2) 質問書提出	令和8年1月27日(火)17時
(3) 質問書回答	令和8年1月30日(金)
(4) 参加申込書提出期限	令和8年2月3日(火)17時
(5) 参加資格要件審査結果通知	令和8年2月6日(金)
(6) 企画提案書類提出期限	令和8年2月20日(金)17時
(7) 審査実施日	令和8年2月下旬
(8) 選考結果通知	令和8年3月初旬

### 5 質問・回答

(1) 質問書提出期限	<b>令和8年1月27日(火)17時</b>
(2) 質問書提出先	横須賀市都市部まちなみ景観課 担当：菊池、村元 E-mail : keikan-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp
(3) 質問書提出方法	質問書（様式1）により、メールで行うこととし、電話等による口頭での問い合わせには対応しない。

(4) 質問書に対する回答	令和8年1月30日（金）に質問書に記載されたメールアドレスあてにメールで回答し、横須賀市ホームページに記載する。
---------------	--

## 6 参加申し込み

(1) 参加申込書提出期限	令和8年2月3日（火）17時
(2) 参加申込書提出先	横須賀市都市部まちなみ景観課 〒238-8550 横須賀市小川町11番地 (持参先：分館3階) E-mail : keikan-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp
(3) 参加申込書提出方法	参加申込書（様式2）を郵送、持参またはメールでまちなみ景観課へ提出すること。

## 7 参加資格の審査及び結果通知

令和8年2月6日（金）メールで通知  
参加申込書を提出した事業者には、参加資格の全てを満たしているか否かを審査し、参加申込書に記載されたメールアドレスあてに審査結果を通知する。

## 8 企画提案書類の提出

以下の書類について、別紙仕様書を参照のうえ作成し、郵送、持参またはメールでまちなみ景観課へ提出すること。（提出先は、上記6の（2）に記載）

**【提出期限】令和8年2月20日（金）17時**    **【郵送、持参の場合の提出部数】5部**  
記載事項  任意の書式によるもの。

(1) 「横須賀市空き家の手引き」の見本（フルカラー）	①表紙（A4判）※空き家の管理についてイメージしたイラスト等を使用したもの ②行政情報ページ 制度の紹介や相談窓口の行政情報 ③企画提案ページ 空き家の適正管理を促す情報
(2) 業務内容に関する資料	A4判12ページ程度 ① 製作コンセプト ② 自社企画（案）のP.R ③ 実施体制 ④ 発行スケジュール

	<p>⑤ 広告掲載（予定数、募集方法）  ⑥ ページ構成案</p>
（3）類似事業取扱実績に関する資料	類似事業取扱実績に関する資料がわかるもの

#### ※事業者名を記載しないこと

### 9 審査の実施

（1）審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公募型プロポーザルは、参加者1者以上で成立する。ただし、1者であっても審査を実施し、審査基準に満たない者は失格とする。</li> <li>・審査は、本市職員で行うものとする。</li> <li>・審査について、企画提案書等を基にした書面による審査を実施する。</li> </ul>
（2）選考方法	<p>次の評価項目・配点により総合的に評価し、事業者を選定する。</p> <p>① 運営体制・・・・・・20点  ② 企画提案・・・・・・30点  ③ デザイン・・・・・・30点  ④ 広告・・・・・・10点  ⑤ 類似事業取扱実績・・・10点</p>
（3）選考決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も合計点の高かった参加者を事業実施候補者として選定する。</li> <li>・審査基準に満たない参加者は失格とする。</li> <li>・事業実施候補者が辞退した場合は、次順位の者を新たな事業実施候補者として選定する。</li> </ul>
（4）選考結果	<p>令和8年3月初旬</p> <p>全ての参加事業者に当落の結果ならびに採用事業者名をメールで通知し、市ホームページで公開する。</p>

### 10 協定書の締結

協働発行事業者として選考された事業者は、市と「横須賀市空き家の手引き」の発行に関する協定（別紙案のとおり）を締結するものとする。

### 11 その他

- （1）企画提案書類は1参加者につき1件限りとする。
- （2）提出された企画提案書類は返却不可とする。
- （3）企画提案書類の作成等に要する経費は、全て応募者が負担する。

- (4) 本件に関する情報公開請求があった場合は、横須賀市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。